

給与支払報告 にかかる給与所得者異動届出書  
特別徴収

尾道市長様		給与 支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所) 又は所在地	(郵便番号 - )	この届に 応答される方	特別徴収義務者 指定番号		
年 月 日 提出	氏名 又は名称		(フリガナ)	課 係		宛名番号	異動後の 未徴収税 額の徴収	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)
	個人番号又は 法人番号			氏名		TEL ( )		
給 与 所 得 者	氏名	新姓	(ア) 年 税 額	(イ) 徴 収 税 額	(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	退職年の1月1日 以降退職時までの 給与支払総額
	個人番号		(特別徴収税額)	( ) 月分から ( ) 月分まで	( ) 月分から 5 月分まで	年	1 退 職 2 転 勤 3 休 職 4 長期欠勤 5 死 亡 6 その他 <input type="checkbox"/> B : 少額 <input type="checkbox"/> C : 不定期 <input type="checkbox"/> D : 乙欄	円
	1月1日 現在	尾道市	円	円	円	月 日		控除社会保険料額
	異動後 の住所							円

未徴収税額(ウ)の徴収方法(該当する1・2・3のいずれかを必ず記入してください。)

1 特別徴収継続 新しい勤務先	特別徴収義務者指定番号	
	法人番号又は個人番号	
フリガナ		
名称 (氏名)		
所在地 (住所)	〒	
月割額 _____ 円を	係	
月分( 月 日納期限)	氏名	
から徴収するよう連絡済です。	連絡先 電話番号	

2 一括徴収
未徴収税額を退職時に給与や退職金 などから徴収します。
※退職の日が1月1日～4月30日までの場合 は、未徴収税額を一括徴収することが義務 付けられています。(地方税法第321条の5)
給与所 得者印
一括徴収した税額 _____ 円は
____ 月分( 月 日納期限)で納入します

3 普通徴収
未徴収税額をご本人が 支払います。 (市役所から本人に通知)
一括徴収できない理由
1 異動の日が6月1日から12月31日ま で、本人からの申し出がないため
2 異動の日が6月1日から4月30日ま で、特別徴収の継続の希望がある ため
3 異動の日が1月1日から4月30日ま で、未徴収税額を超える退職金 などの支払いがないため
4 死亡による退職であるため

	既徴収	開 始
※市記入欄		
異動内容		異動事由
001 退職 001 その他 002 転勤 005 死亡 003 休職 006 就職		
住民コード		
2 年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 一括徴収 3 普通徴収へ切替 4 その他( )
3 年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 一括徴収 3 普通徴収へ切替 4 その他( )

※異動届出書は給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月の5日までに、尾道市役所市民税課市民税係へ提出していただくよう  
ご協力をお願いします。